

保存版

令和2年7月9日更新

保護者の皆様

京都市立勧修中学校
校長 竜田 潤一

台風に対する非常措置について（令和2年7月9日更新版）

台風が接近してきた場合には、本校では以下のような措置を取ることになっていますので、ご確認ください。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、生命を守る行動を取りことを優先し、登校を見合わせ自宅に待機させて下さい。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・ 午前0時までに解除された場合 5校時から始業（給食は中止）
 - ・ 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ
・ 自宅に待機させて下さい。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- ・ 午前 7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・ 午前 9時までに解除になった場合 3校時から始業
 - ・ 午前 11時までに解除になった場合 5校時から始業(給食は中止)
 - ・ 午前 11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

- ・ 気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページ等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。
(特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。)

4. 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

【水害の避難勧告等について】

- ・ 本校の校区である小野学区、勧修学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

「特別警報」・「暴風警報」とともに、在校中に発令された場合は、安全を確認次第下校させますが、不測の事態におきましては保護者と連絡が取れるまで学校にて留め置くことといたします。

また、実際に台風が接近致しました折には、待機生徒の引き渡しや授業の開始時間等の詳細につきましては、改めてお知らせ致します。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。